

## 青島ビーチサイド活性化プロジェクト募集要項に対する質疑及び回答

### 【質疑 1】

募集要項 15 頁の「IV応募者の資格等」の「1 応募者の資格」⑥で規定する、暴力団員等と認められる者でないこととは、具体的にどのようなものか。

### 【回答】

暴力団員等と認められるものについては、次の（1）（2）いずれかに該当するものを指します。

#### （1）暴力団員が実質的に経営を支配する者

法人等（個人、法人又は団体をいいます。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所を言います。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与をしている者をいいます。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である者

#### （2）（1）に準ずる者（次の①～④のいずれかに該当）

- ①法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等
- ②法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等
- ③法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等
- ④法人等の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用しているときにおける当該法人等

## 青島ビーチサイド活性化プロジェクト募集要項に対する質疑及び回答

### 【質疑 2】

応募意思申請において提出した構成企業について、追加や変更を行うことはできるのか。また、その場合の手続きはどうなるのか。

### 【回答】

構成企業の追加・変更は、事業企画案の提出前までに手続きを行っていただくことで可能となりますが、新たに追加となった構成企業についても構成企業の要件（応募者の資格Ⅳ－1）を満たすことが求められることに留意が必要です。

なお、追加・変更の際には、応募意思変更申請書（別添）を提出してください。また、構成企業が追加となる場合は、構成企業調書（様式 3－2）、委任状（様式 3－3）、実績にかかる書類（様式 3－4）を添付して提出ください。

資料提出後に、事務局より必要に応じて追加で資料を提出していただく場合があります。